未熟児養育医療

1　未熟児養育医療とは…

生まれたときの体重が2000g 以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費が軽減される公費負担制度です。

おむつ代、差額ベッド代など保険診療外の部分は対象外ですので、医療機関に支払いをしてください。

2　医療費の公費負担制度とは…

保険診療の医療費全体	
自己負担2割	保険負担8割

↑

この部分について、皆さんの収入に応じて公費負担をする制度です。

承認されると世帯の収入に応じて自己負担基準額が決定します。この基準額は一月の基準額であり、日割り計算をします。

（例）負担基準額が月 34,800 円で、30 日ある月に 19 日間入院した場合

34,800÷30×19＝22,040 円

※世帯の年収が高額な場合は自己負担2割全額となります。

3　申請手続きの流れ

①書類を調えて市町に提出します（必要書類は裏面参照）

↓

翌月に給付承認、不承認が決定します。承認されると自宅に「養育医療券」が届きます。医療機関には市町からその写しを送付します。

②自宅に届いた「養育医療券」を医療機関窓口に提示します

↓

③市町から送付された「納入通知書」により自己負担金を金融機関に納めます

↓

市町から「納入通知書」を郵送します。

※養育医療券が届いてから大体 2～3 ヶ月くらいあとになることが多いです。

※入院が長期に渡った場合は、数回に分けて納入通知書を送ります。

④お住まいの市町で「こども医療費助成制度」による手続きをします

乳幼児については市町から医療費の助成を受けられますので、自己負担金の償還（払い戻し）手続をとってください。

手続き方法等の詳細はお住まいの市町にお問合せください。

４ その他

申請をされたお宅には、市町の保健師が家庭訪問をさせていただき、体重測定や子育てについてお話しを伺ったりします。お子さんが退院されたら、各市町までご連絡ください。（電話で結構です）。

里帰り先中の家庭訪問につきましては、御相談ください。

また、退院後 10 日以内に退院連絡票が医療機関から保健所に送付されます。

５ 申請に必要な書類

① 養育医療給付申請書＊

② 世帯調書＊　　＊は市町に用紙があります

③ 印鑑

④ 養育医療意見書（指定医療機関で記載したもらったもの）

⑤ 健康保険証の写し（生まれたお子さんの名前が入ったもの。手続き中の方はその証明書又は加入予定の保護者の保険証の写し（後日お手元に届き次第、お子さんの保険証の写しを提出））

⑥ 所得税額のわかる書類（こどもを除いた世帯全員のものが必要です。）

ア 自営業または確定申告をされた方⇒**税務署で発行する納税証明書（その1）と確定申告書の控え**

イ お勤めの方及び年金の方（確定申告をされた方はアになります）⇒**源泉徴収票**

ウ 収入がない方⇒市町役場で発行する「課税証明書」又は「非課税証明書」

エ 被扶養者⇒扶養者の確定申告書の写しまたは源泉徴収票で扶養されていることが確認できれば書類は必要ありません。

注1） １月～５月に申請する場合は前々年、６月～１２月に申請する場合は前年の所得税額がわかるものを提出してください。
課税証明書及び非課税証明書も該当年分の所得に対する課税及び非課税の証明書です。年度とは異なるのでご注意ください。

注2） 世帯とは住居と家計が同じ方をいいます。

注3） ア、イの場合で住宅借入金控除がなく、世帯全員分の所得税額を合算したものが0の場合は、お住まいの市町役場で発行する「課税証明書」も必要です。

６ 問合せ先及び申請書提出先

〇伊豆市役所　こども課　　電話番号：0558－72－9864

〒410－2413　静岡県伊豆市小立野38－2